平成２４年（フ）第１３号
岐阜県高山市国府町広瀬町216番地１　市営住宅桜野団地109号
債務者　山本　辰巳
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
三重県名張市緑が丘西91番地
債務者　荻田　吉春
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第８号
三重県伊賀市陽光台2017番地の14
債務者　松本　秀二
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１３号
三重県名張市東田原2612番地25
債務者　森下　恵美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１７３号
滋賀県彦根市野田山町736番地６
債務者　石田千代子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１５６６号
京都府木津川市州見台１丁目25番地４
債務者　今堀　弘美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６７号
京都府木津川市州見台１丁目25番地４
債務者　今堀トシ子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４号
京都市左京区静市市原町610番地１
債務者　笹原　有起
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
京都市中京区高倉通二条上る天守町753番地１　エステムコート御所南403号室
債務者　伊藤まさみ（旧姓牛田）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
京都市伏見区下鳥羽西芹川町75番地　ティープラント202
債務者　桑原　智美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
京都市山科区西野岸ノ下町15番地７　プラモーションアベニュー208
債務者　足立妃呂子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
京都市北区紫野西泉堂町２番地　泉堂マンション206号
債務者　永吉　仁美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
京都市伏見区向島東定請１番地２　エースイン308号室
債務者　林　　博秋
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
京都府長岡京市神足森本25番地
債務者　小山　篤志
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８７１号
兵庫県西宮市末広町２番20―502号、旧営業所の所在地兵庫県西宮市和上町１―６　マルシェ西宮102
債務者　津村屋こと　津村　和男
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１号
愛媛県松山市愛光町８番４号　ホワイティ愛光205号
債務者　矢野　広章
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９号
愛媛県松山市小坂４丁目７番20号
債務者　中川　節子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
松山地方裁判所民事部